



ガイドラインに基づく安全推進者

〔労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン(平成26年3月28日付け基発0328第6号)〕

1 安全推進者…

安全管理者及び安全衛生推進者の選任義務のない業種に属する事業場において、「安全推進者」を選任することにより、事業場の安全管理体制を充実し、労働災害防止活動の実効を高め、労働災害の減少に資することを目的としたガイドラインに基づくものです。

- ① 土木監督全般の許可申請の不承認に対する対応
- ② (開港場)港務局の港務官全般に対する対応
- ③ (香川)香川県の香川県全般に対する対応

2 安全推進者の選任について

安全管理者及び安全衛生推進者の選任義務のない業種(P4又はP10参照)で常時10人以上の労働者を使用する事業場を対象としています。

なお、以下の業種については、特に重点的に安全推進者を選任することとなっています。

- ① 小売業(各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業を除く。)
- ② 社会福祉施設
- ③ 飲食店

原則として1名以上選任しますが、安全推進者の職務を遂行しうる範囲内において、一定区域内の複数の事業場で1名の安全推進者を選任することとしても差し支えありません

3 選任すべき者の資格要件

常時使用する労働者の規模等により、次のとおりです。

事業場の規模(常時使用する労働者数) 等	選任すべき者の資格要件
10人以上	職場内の整理整頓(4S活動)、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所場内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者
50人を超える 又は 労働災害を繰り返し発生させた事業場	以下の者を配置するのが望ましい。 ① 安全衛生推進者の資格(P11 参照)を有する者 ② ①と同等以上の能力を有すると認められる者(労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格(P5 参照)を有する者)

なお、事業者は、安全推進者の活動を実効あるものとするために、安全推進者に対して必要な権限を与えるとともに、知識の付与や能力の向上にも配意してください。

4 安全推進者等の職務

安全推進者は、事業の実施を総括管理する者を補佐して、次の事項を行うこととされています。

- ① 職場環境及び作業方法の改善に関する事項
(例:職場内の整理整頓(4S活動)の推進、床の凹凸面の解消等職場内の危険個所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 等)
- ② 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関する事項
(例:朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施 等)
- ③ 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関する事項
(例:労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出 等)